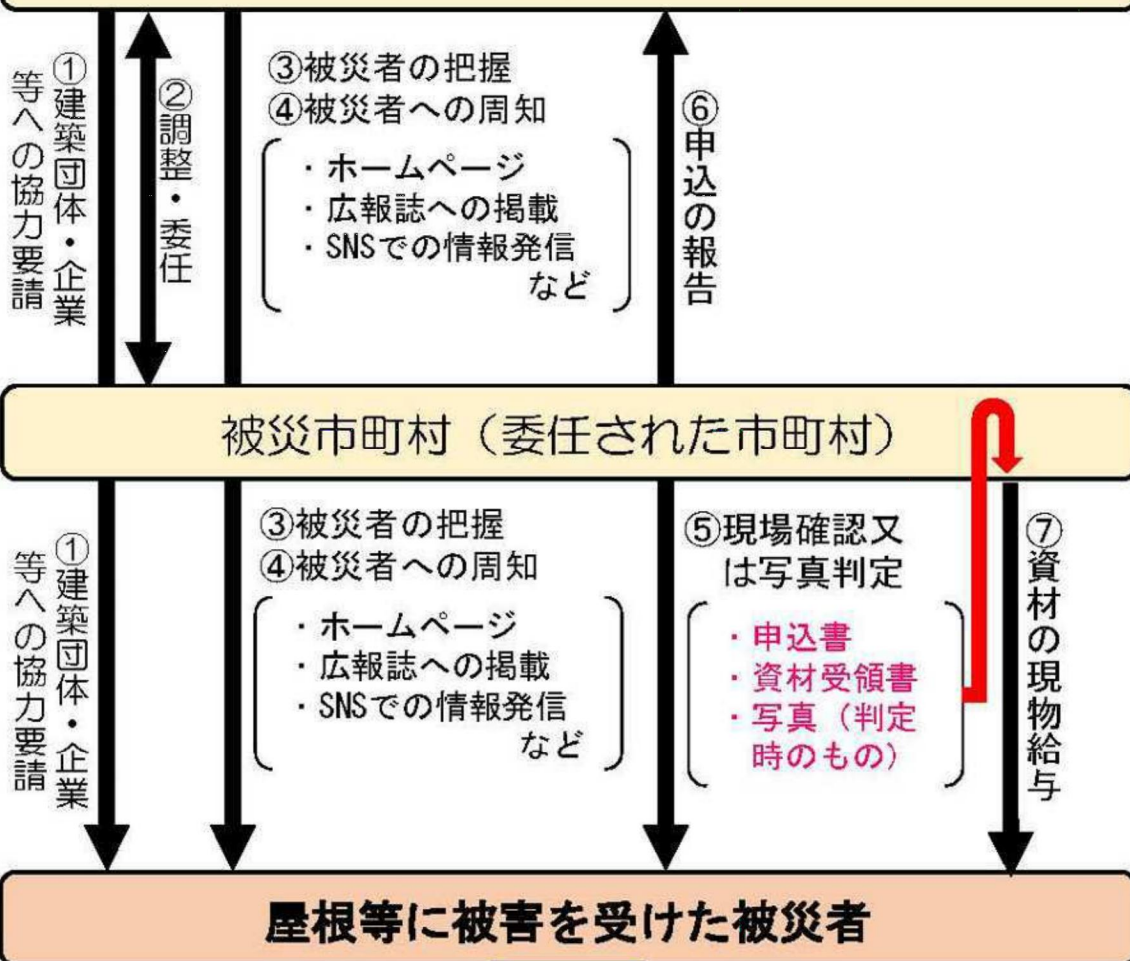


住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理
(申請の流れケース①)

ケース①発災時（資材のみ給与する場合）

**被災者自身での施工は危険を伴います。
経験のない方は、必ず高所作業経験者と
2人以上で実施してください。**

災害救助担当部局及び住宅部局（連携）



DIY又はボランティアによる施工

※資材の給与は、資材費のみが救助の対象となる。
(被災者が直接購入した資材は対象にはならない。(現物
給付のみ))